

○ 指定捜査員等運用要綱の制定について（例規通達）

平成元年3月6日

栃捜一第3号

（概要）

本要綱は、捜査本部設置事件又はこれに準ずる重要特異事件が発生した場合において、初期の段階に高度な捜査技術を有する捜査員及び大量の捜査員を集中的に運用して迅速的確な捜査を推進し、事件の早期解決に当たるとともに、他の捜査員に対し、指名取調官による高度な専門技能の実践的継承を図ることを目的に、指定捜査員等の運用に関する事項について定めたものである。